

給水料金の改定について

平成 22 年 12 月 2 日
君津広域水道企業団

君津広域水道企業団では、平成 22 年 11 月 19 日に開催された企業団議会定例会において「君津広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例」が可決され、下記のとおり給水料金を改定することとしました。

記

1 料金算定期間

平成 23 年度から平成 27 年度（5 年間）

2 改定の理由

平成 23 年度を初年度とする企業団の次期 5 か年計画による経営見通しで、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、国の公債費負担対策による企業債の補償金免除繰上償還制度を活用したことにより、支払利息の軽減が図られたこと等から、基本料金の引き下げが可能となったものです。

3 改定の内容

基本料金を現行の 1 立方メートル当たり 109 円から 80 円に引き下げ、使用料金については現行の 24 円のまま据え置くものです。

4 料金の改定率

基本料金と使用料金を合わせた料金単価は、現行の 1 立方メートル当たり 133 円から 104 円へと 29 円の引き下げとなりますが、このうち約 21.8 円は基本料金の算定基礎となる基本水量の見直しによるもので、実質の引き下げ単価は 7.2 円程度であり、料金改定率はマイナス 6.47% です。

5 改定の実施時期

平成 23 年 4 月 1 日